

中間検査申請書・特定工程工事終了通知書提出時に必要な書類

中間検査申請書・特定工程工事終了通知書提出時に必要な書類は下表のとおりです。これらのほか、地域により必要な書類が追加されることがあります。追加書類の有無については、申請予定先支店までお問い合わせください。

◇ 建築物

提出書類		備考
①	・ 中間検査申請書（別記第 26 号様式） ・ 特定工程工事終了通知書（別記第 42 号の 17 様式）	
②	委任状又はその写し	代理人による申請の場合に必要です * 1
③	軽微な変更説明書	直前の確認（中間検査対象工事の場合は直前の中間検査）の後に軽微な変更がある場合は提出してください
④	特定行政庁の規則や細則で指定する各種工事関係報告書類等	特定行政庁が定めている場合に必要です
⑤	検査特例適用に要する工事写真	以下の時点で撮影した、構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真 * 2 ・ 屋根の小屋組み工事の工事終了時 ・ 構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時 ・ 基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時 ・ その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時
⑥	直前の確認に要した図書	直前の確認を弊社以外から受けた場合に限り、提出が必要です
⑦	検査チェックシート（監理書類検査）	木造建築物・検査の特例対象建築物は原則不要です （検査の特例対象建築物のうち構造計算の審査検査を要するもの等は提出をお願いします） * 3

* 1：確認申請・計画通知時に一括して委任を受けている場合はその写しをご提出ください。

* 2：複数回検査を行う工事の場合は、直前の中間検査後に行われた工事に係る部分の写真が対象です。

* 3：弊社が定める書類。工事監理状況の確認書類として提出をお願いします。

◇ 建築設備(昇降機を含む)・工作物

* 上表に準じます。

以上